

沼田市と群馬トヨタグループとの包括連携に関する協定書

沼田市（以下「甲」という。）と群馬トヨタグループ（群馬トヨタ自動車株式会社、ネットヨタ高崎株式会社、株式会社トヨタレンタリース群馬、トヨタエルアンドエフ群馬株式会社）（以下「乙」という。）は、相互の連携を図ることで、沼田市内における共助社会の実現に向け、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上に資するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図り、協働による活動を推進することにより、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 公共交通に関すること。
 - (2) 障がい者、高齢者等支援に関すること。
 - (3) 防災・防犯に関すること。
 - (4) 交通安全対策に関すること。
 - (5) 観光振興に関すること。
 - (6) 文化・スポーツ振興に関すること。
 - (7) 環境保全の促進に関すること。
 - (8) 地域活性化に関すること。
 - (9) その他相互に連携又は協働が必要と認められる事項に関すること。
- 2 甲及び乙は、前項各号に掲げる連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。この場合において、連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第4条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項の検討又は実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供してはならない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず、本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(個人情報取扱い)

第6条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項の実施に当たっては、個人の権利及び利益を侵害することのないよう、当該連携事項の実施において知り得た個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 甲及び乙は、前項の個人情報を第三者に提供し、又は第2条に定める連携事項実施の目的以外に使用してはならない。

3 甲及び乙は、理由の如何を問わず、本協定が終了した後も、前項に定める個人情報保護の責務を負うものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は、継続されるものとし、その後も同様とする。

(解約)

第8条 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を申し出る場合、解約の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解約することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが署名の上、各自1通を所有するものとする。

令和3年2月12日

甲 沼田市下之町888番地
沼田市

沼田市長

乙 高崎市東町80番地
群馬トヨタグループ代表
群馬トヨタ自動車株式会社

代表取締役社長